

「おきなわ食材の店」等における県産食材利用拡大事業 企画提案募集要領

1 募集の趣旨

県では、飲食店等における県産食材の利用促進を通じ地産地消推進を図るため、県産食材を積極的に活用している飲食店等を「おきなわ食材の店」として登録する制度を平成 20 年度から実施しており、令和 6 年 3 月末現在で 405 店舗が登録されている。

今後、当県において、県産農林水産物の消費を拡大し地産地消を推進していくため、当制度のPR強化、登録店の活性化に繋がる取組等を実施し、本制度の認知度向上及び登録店舗の拡大を図る必要がある。

については、本事業を実施する委託先を先行するため、企画提案を募集する。

2 本企画提案に係る委託業務

(1) 業務名

「おきなわ食材の店」等における県産食材利用拡大事業」委託業務

(2) 委託契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日

(3) 委託業務内容

委託業務企画提案仕様書を参照すること。

(4) 委託上限及び経費積算

委託業務企画提案仕様書を参照すること。

3 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関

係を有する者でないこと。

- (3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- (4) 別添提案仕様書の趣旨に則するとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 県内に本店又は支店を有する法人であること。コンソーシアムで実施する場合には 最低 1 法人が県内に本店又は支店を有していること
- (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を 1 名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ 1 名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (8) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体)につき、提案は 1 件であること。

4 応募方法等

(1) 参加申込

- ア 申込期間： 令和 6 年 5 月 7 日（火）～令和 6 年 5 月 20 日（月）17:00
- イ 提出書類： 参加申込書 【様式 1】
- ウ 提出方法： 持参、郵送または Eメール
* 郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。
* 郵送以外の申請については必ず受信確認を行うこと。
※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

- ア 提出期限： 令和 6 年 5 月 24 日（金）17:00
- イ 提出書類： 応募申請書 【様式 2】
企画提案書及び応募書類一式【様式 3～7】
(下記 5. 参照)
- ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

- (3) 質問がある場合は、令和 6 年 5 月 13 日(月)までに Eメールにより質問書【様式 9】を提出すること。
提出する場合は、受信確認が必要。

回答は、5月15日（水）以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記13を参照

5 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

6 提出物

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1) 参加申込書 | | 【様式1】 |
| (2) 応募申請書 | | 【様式2】 |
| (3) 企画提案書 | | 【様式3】 |
| (4) 会社概要書 | | 【様式4】 |
| (5) 積算書 | | 【様式5】 |
| (6) 実績書 | | 【様式6】 |
| (7) 誓約書 | | 【様式7】 |
| (8) 参考資料（必要に応じて） | | |

※ コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを添付すること。

※ 【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※ 提出部数： 応募申請書1部、その他については各7部。
（原本1部、残り6部は原本写しを提出）

※ コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、企業ごとではなくまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。

例) ○ 様式4（企業A、企業B）、様式5（企業A、企業B）

× 企業A（様式4、様式5）、企業B（様式4、様式5）

7 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

8 審査の方法

(1) 応募数が4社以上の場合は、流通・加工推進課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査（プレゼンテーション）を行う。応募者が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。

(2) 2次審査については、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に設置する企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、

3の応募参加資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、採点する。

※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。変更内容については、第二次審査対象者に連絡します。

- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
(今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。)
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、審査会の翌日以降にメールにて通知し、追って書面にて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

9 評価基準

- (1) 基本認識
沖縄県における地産地消の現状や「おきなわ食材の店」等に係る現状・課題と行った基礎的認識を有しているか。
- (2) 企画提案書の内容
ア 事業目的の理解度
本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。
イ 提案内容の優良性
提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。
ウ 事業実施計画の妥当性
実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。
- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価
ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。
イ 類似業務等実務実績は十分か。

10 スケジュール（予定）

令和6年 5月7日(火)	公募開始
5月13日(月)17:00	質問締切
5月20日(月)17:00	参加申込締切
5月24日(金)17:00	企画提案締切

6月3日(月)～

6月7日(金)の間

企画提案審査会(予定)

※対象者に対し別途通知します

6月上旬

採択決定

6月中旬

契約

11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、4(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) その他詳細は、企画提案仕様書のとおり。

12 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について(抜粋)

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められると

- き。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- 13 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先
沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 販売加工戦略班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）
電話番号：098-866-2255 FAX：098-862-7519
Eメール：aa048600@pref.okinawa.lg.jp
担 当：平賀、浦崎